

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第 94 号

京都市美術館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市美術館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表付属設備の項中

「

マイクセット	10,000
--------	--------

を

」

「

マイクセット	10,000
スピーカー	1,800

に、

」

「

プロジェクター	350,000
---------	---------

を

」

「

プロジェクター (12,000ルーメン)	350,000
プロジェクター (8,500ルーメン)	100,000

に、

小型プロジェクター (2,000ルーメン)	12,000
ディスプレイ	3,500

」

「

スポットライト	1台につき1日	1,200
---------	---------	-------

を

」

「

再生機器		2,000
フレネルレンズスポットライト	1台につき1日	1,200
スポットライト		500

に、

」

「

移動壁面（別館で使用する場合を除く。）	1台につき1日	1,200
---------------------	---------	-------

を

」

「

移動壁面（別館で使用する場合を除く。）	1台につき1日	1,200
インターカム装置	一式につき1日	1,500
展示用結界		1,000

」

ベルトパーティション	1本につき き1日	400
手動リフト		600
電動リフト	1台につき	3,000
自走式高所作業車	き1日	6,000
もぎり台		600
椅子（講演室の使用の許可を受けた場合を除く。）	1脚につき き1日	200
長机（講演室の使用の許可を受けた場合を除く。）		500
簡易ステージ（講演室の使用の許可を受けた場合を除く。）	1台につき き1日	2,000
音声ガイド機		500
外装照明	一式につき き1日	100,000

に改

」

め、同表備考3中「附属設備」を「付属設備（椅子、長机、簡易ステージ、音声ガイド機及び外装照明を除く。）」に改め、同備考に次のように加える。

4 「再生機器」とは、メディアプレーヤー、DVDプレーヤー、ブルーレイディスクプレーヤー及びCDプレーヤーをいう。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（文化市民局美術館総務課）